

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成23年3月31日
【会社名】	株式会社倉元製作所
【英訳名】	KURAMOTO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 聡
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長鈴木聡は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は限界を有するため、財務報告の虚偽表示を予防、発見・是正できない可能性があります。さらに、将来の環境変化等による有効性の低下、不適合のリスクを伴う可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その効果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性を評価しております。

評価の範囲は、当社グループの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要度を考慮し、合理的に決定しております。全社的な内部統制の評価範囲については、連結売上高を指標に全体の95%に達するまでの事業拠点を評価範囲としております。評価に当たっては、評価対象となる内部統制全体を適切に理解、分析した上で、必要に応じて関係者への質問や記録の検証等を実施しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に全体の2/3に達するまでの事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスを評価対象としております。さらに、財務報告への影響を勘案して重要性の高い業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加しております。評価に当たっては、選定された業務プロセスを分析した上で関連文書の閲覧、適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等を通じて整備及び運用状況を評価しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。